

令和 8 年度神石高原町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、町が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 対象とする物品等

町が契約によって調達する物品等のうち、各種物品、清掃、業務委託その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの

3 対象とする施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

町は予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

(1) 調達に必要な情報の提供

ア 障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報収集を行い、各課がその情報を共有できるよう努める。

イ 障害者就労施設等に発注予定の物品等について、情報収集に努め、障害者就労施設等に随時情報を提供する。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取り組みの支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

オ 物品等の調達を障害者就労施設等に斡旋、仲介する等の業務を行う共同受注窓口を活用し発注の推進に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

6 調達実績の公表

町は調達の実績について、年度終了後に、その概要を取りまとめ、公表するものとする。